

【別紙 1】

事業計画の概要

《保管のみ行う場合》

①業務内容

- ・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管し、金属商等に売却する。
- ・パーソナルコンピューターは買い取り後、手作業で解体・選別し、売却する。
- ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)) 主な売却先（□□(株)、☆☆(株))
- ・保管に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。

②取り扱う品目

- ・廃棄物処理法施行令第 16 条の 2 第 5 号～第 32 号
- ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等）

《保管及び処分を行う場合》

①業務内容

- ・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管及び処分する。
- ・パーソナルコンピューター、携帯電話端末は破砕機で破砕し、金属原料を選別後、売却する。パーソナルコンピューター、携帯電話端末以外は処分を行わず、売却する。
- ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)) 主な売却先（□□(株))
- ・保管及び処分に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。

②取り扱う品目

- ・廃棄物処理法施行令第 16 条の 2 第 5 号～第 32 号
- ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等）

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（総括表）

種 類		数 量	設置場所（設置年月日）	処理能力
保 管 施 設	(処理前) ヤード（露天）	2	高崎市〇町〇番地 (〇年〇月〇日)	保管量： 〇〇〇 m ³
	(処理後) ヤード（露天）	1	高崎市〇町〇番地 (〇年〇月〇日)	保管量： 〇〇〇 m ³
処 分 ・ 再 生 施 設	破砕機	1	高崎市〇町〇番地 (〇年〇月〇日)	〇 t / 日
運 搬 機 材	油圧ショベル		高崎市〇町〇番地 (〇年〇月〇日)	

【別紙 2】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の有害使用済機器の保管施設	処理後の有害使用済機器の保管施設
保管する有害使用済機器の品目	廃棄物処理法施行令第 16 条の 2 第 5 号～第 32 号	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
保管施設の所在地	高崎市〇町〇番地	高崎市〇町〇番地
保管施設の面積	〇〇㎡	〇〇㎡
保管能力（容量）	〇〇〇㎡	〇〇〇㎡
囲いの状況	周囲 3 面にコンクリート壁（高さ 4.5m）	周囲 3 面にコンクリート壁（高さ 4.5m）

（公害防止対策等）

飛散防止措置（汚水に係るものを含む）	囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ 1.8m）を設置	囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ 1.8m）を設置
流出防止措置（汚水に係るものを含む）	周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。	周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。
地下浸透防止措置（汚水に係るものを含む）	床面に鉄筋コンクリート（厚さ 30cm）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	床面に鉄筋コンクリート（厚さ 30cm）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
悪臭発散防止措置（汚水に係るものを含む）	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
ねずみの生息及び害虫発生防止措置	週に 1 度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。	週に 1 度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。
火災及び延焼防止措置	電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを 2.5m 離して保管する。	電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを 2.5m 離して保管する。
有害使用済機器の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。

騒音防止措置	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
振動防止措置	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。
- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の保管に伴って生じた汚水に係るものを含む。

（その他）

受け入れる有害使用済機器の計量を行う設備の概要	台貫（測定できる最大重量〇〇ｔ） １台
搬出する有害使用済機器の計量を行う設備の概要	同上
備 考	

【別紙 3】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分又は再生施設）

処理施設の種類	破砕機
処分又は再生する有害 使用済機器の品目	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
処理施設の設置場所	高崎市〇町〇番地
処理能力	3 t / 日 (0. 3 7 5 t / 時間)
操業予定時間	8 時間 / 日 (9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分)
囲いの状況	建屋内に設置

(公害防止対策等)

飛散防止措置（汚水に係る ものを含む）	建屋内に設置した破砕機で処分する。 あらかじめ機器に含まれる油や液体を除去する。
流出防止措置（汚水に係る ものを含む）	同上
地下浸透防止措置（汚水に 係るものを含む）	床面：鉄筋コンクリート（厚さ 3 0 cm）
悪臭発散防止措置（汚水に 係るものを含む）	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
火災及び延焼防止措置	処分施設に投入する前に、電池や油等の処理に適さない物が含まれていないことを連続的にカメラにより監視する。 速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。

有害使用済機器の処分又は再生に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	処分施設から排出される汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
騒音防止措置	作業時間（９：００～１７：００）外は破砕機を用いた作業を行わない。 防音効果の高い壁を設置する。
振動防止措置	作業時間（９：００～１７：００）外は破砕機を用いた作業を行わない。 施設に振動防止装置を設ける。
備 考	

（留意事項）

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 処理施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。
- ◆ 処理能力欄は、１日当たりの処理能力をm3又はtの単位で記入し、（ ）内に１時間当たりの処理能力を記入すること。
- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた汚水に係るものを含む。

続紙

有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法
(廃棄物)

廃棄物の種類		廃プラスチック類、汚泥
発生量		廃プラスチック類：○ t / 月 汚泥：○ t / 月
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 中間処理の場合は具体的な方法 焼却処分後、埋立処分
処 分 先	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ●●(株) (焼却)、■●(株) (埋立)
		(所 在 地) ●●県●●市●●町●●番地● (焼却) ■●県■●市■●町■●番地 (埋立)

(再生品)

再生品の種類	破碎後金属
発生量	○ t / 月
利用方法	□□(株)に売却

(その他)

有害使用済機器の処分 量又は再生量を計る設 備の概要	台貫 (測定できる最大重量○○ t) 1 台
処分又は再生に伴って 生じた廃棄物、再生品 及びその他の物の計量 を行う設備の概要	同上
備 考	